

公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和7年10月29日（水）午後1時30分から午後4時32分までの間

第2 出席者 前田委員長（司会）・松尾委員・刈谷委員

本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長・情報通信部長
首席監察官・総務参事官・地域参事官兼人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官

第3 議事の概要

1 委員伝達

令和7年10月27日に香川県高松市において開催された中国四国管内公安委員会連絡会議の開催概要について、委員から、「9県からそれぞれのテーマで発表があり、大きく5つのカテゴリーで『人材確保』、『組織の多様性』、『公安委員会の在り方』、『警察署協議会』、『殉職等事故防止』に分かれ、様々な議論が交わされた。人材確保については、少子高齢化等の影響により各県とも採用募集活動に苦勞しているとの意見が多い中、高知県が発表した『イメージアップ戦略』では、51年ぶりに参加して踊りを披露したよさこい祭りのインパクトが非常に大きかった。また、流行語を取り入れた交通情報板の活用、路面電車で採用を呼び掛けるラッピング電車などの取組も好評であった。」旨の伝達があった。

また、別の委員から、「他県の取組で参考となったのは、まず、採用の試験制度に関して、高知県警は本年度からチャレンジ型としてSPI試験を新たに導入しているところ、同様にSPIを取り入れている県警もあれば、SCORという基礎能力検査を導入している県警もあった。また、短期的な受験率向上を目指すだけでなく、5年後10年後といった将来を見据えて警察官になりたいという人材をいかに長期的に増やしていくか、小中学生への魅力発信も必要ではないかとの議論がなされた。次に、女性活躍に関して、長期育児休業取得者の復職支援のため、ウェブ会議ツールZoomを活用して制度改正や県警察の現状等について定期的に情報共有したり、育休中でも昇任試験を受験できるよう在級年数から育休期間を除算しないよう変更したり、育休復帰直後の女性警察官を対象に、複数配置及び日勤勤務を原則として駐在所への配置

を拡大している県があり、それぞれの工夫を感じた。その他、交通街頭活動中に発生した殉職事案を受けた取組発表があり、対策の一環として行われた凍結路面における訓練では、気候環境が近い隣県からも警察幹部が視察に訪れたとのことで、参加者が一様に感心していた。殉職事故防止など重要な取組に対しては、こうした視察も含めた情報共有を県警間でしっかりと行い、横の連携を密にしていきたい。」旨の説明があった。

伝達を受け、警察本部から、「他県警の取組を踏まえて、高知県警でも取り入れるべき施策は速やかに取り入れ、また、研究を深める必要があるものについてはしっかりと分析等を進め、より良い形で取り入れていきたいと考えている。」、「現在、全国的な不祥事や捜査上の不手際を受け、警察と公安委員会の関係が非常に世間から注目される状況となっている。当定例会議の在り方も含めて、県警察として安易に前例踏襲するような形にならないよう、また、公安委員会との緊張関係もしっかりと保ちつつ、高知県の安全と安心を守るため、車の両輪となって回っていけるよう取り組んでまいりたい。」旨の説明があった。

2 審議事項

○ 警察職員の援助要求について

警備部から、他県公安委員会からの警察職員の援助要求について報告があった。

委員から、「毎回のことであるが、体調管理や交通事故防止に留意し、しっかりと任務を果たしていただきたい。加えて、派遣職員には高知県警の代表という意識を持たせ、不祥事などの問題を起こさぬよう注意していただきたい。」旨の発言があり、警察本部から、「規律の保持について徹底する。」旨の説明があった。

3 報告事項

(1) こうち被害者支援センターの現状について（資料1）

警務部から、こうち被害者支援センターの現状について報告があった。

委員から、「一般論として、支援活動の取扱件数が減れば支出も減少していくのが当然だと思うが、財政状況を見ると決してそうになっていない。また、取扱件数に対して支援センターの体制は過剰である。NPO法人とは言え、この実態は財政的に由々しき問題であり、理事会として問題点をしっかりと把握した上で、改善に向

けた取組を徹底的に進めていくしかないと考える。トップの立場にある理事長や副理事長がしっかりと現状を認識し、団体として存続の危機にあるという自覚を持って取組を進めるよう、県警からも粘り強く話をしていくことが重要である。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「正味財産を見ると危機的な状況であり、特に人件費に問題があると認識している。職員の多能工化が絶対に必要であり、そのためにもセンター側を説得し続けなければならない。」旨の発言があり、警察本部から、「これまでも公安委員会の意見や意向を踏まえて事務局への働きかけを重ねており、何度か改善策を講じるとの回答をいただいていたが、結局十分にこれを実行していただかず事態が悪化してきている状況である。」旨の説明があった。同委員から、「論点は人件費の部分であるとはっきりしており、公安委員会として業務改善命令を出すことについて真剣に検討に入る段階に来ている。仮に破綻した場合、被害者の支援体制への影響はどうなるのか。」旨の質問があり、警察本部から、「県内には、現状ではこうち被害者支援センター以外に民間の支援団体がないので、財政破綻により解散となれば、警察で引き取れるものは引き取るなど、県とも相談しながら対応を進めていくことになると思われる。一番の課題は、被害者の中には警察に相談しづらいと考える方もおり、そうした方々の受け皿がなくなってしまうことである。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「被害に遭われた方々にとっては、必要な支援を受けられることで今後の人生を生きていく上での立ち直りにつながる場合もあるなど、この分野で民間支援団体が担う役割は非常に大きいと思う。被害者や遺族の立場からすれば、支援を求めるために声を上げるだけでも勇気がいるのに、財務面の問題から満足な支援を受けられないようなことがあってはならない。いずれにせよ、現状として当センターは経営主体が破綻していると思われ、公安委員会としても打つべき手は早急に打つべきだと思う。」旨の発言があり、警察本部から、「11月から犯罪被害者等支援広報啓発強化期間が新たに始まる場所であり、現在、政府を上げて被害者支援に取り組んでいる。被害者やその家族が被害発生時から元の生活に戻ることができるまで、県、市町村、警察、そして民間のセンターが有機的に連携して、間隙を生まない形で支援を継続するという形づくりを進めている中、当県はこうした事態に陥っている。本日の議論も踏まえ、早期の改善に向け県警としても覚悟を

もってセンターに働きかけてまいりたい。」旨の説明があった。

(2) 児童虐待事案における関係機関との連携について（資料2）

生活安全部から、児童虐待事案における関係機関との連携について報告があった。

委員から、「児童虐待は一つの機関だけで対応できる問題ではなく、警察や学校、自治体といった関係機関の連携が極めて大切である。各機関それぞれ対応方針があると思うが、守るべきは子供の命であり、子供の安全を第一に考えることが共通認識であることに変わりなく、多くの目で子供たちを見守っていただきたい。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「身体的虐待などは、子供たちと日々顔を合わせる関係にある方々、保育園や幼稚園、学校の先生たちが早期に気づいてあげることが大切だと思う。中にはSOSを発信する術を知らない子や、逃げ場がどこにあるのか知らない子、被害に遭っていることすら気づかない子もいるのではないかな。関係機関のバックアップ体制は充実しており、身近にいる大人がいかに早く被害や兆候に気づき、#9110などの相談電話に気軽に連絡してもらえるよう広報活動に努めていただきたい。」旨の発言があり、警察本部から、「警察が身体的虐待を認知した場合、加害者をすぐに逮捕するなどの隔離措置ができなければ、できる限り児童を児童相談所に預かっていただく形で、身柄付きの児童通告を行っている。また、児童虐待を認知する窓口としては、県警の相談窓口#9110のほか、児童相談所虐待対応ダイヤル189（イチハヤク）もあり、こども家庭庁から『"かも"でもいいんです。気になったら189に電話しよう。』と呼び掛けている。今後も関係機関同士の連携強化を図り、子供を守るための取組を進めてまいりたい。」旨の説明があった。

(3) サイバー対処能力の向上に向けたeラーニングシステムの導入について（資料3）

生活安全部から、サイバー対処能力の向上に向けたeラーニングシステムの導入について報告があった。

委員から、『『ムードル』という無料ソフトを使って学習管理システムを構築したとのことであるが、教材や過去問を入れるといったコンテンツは全て県警独自で作成しており、技術力の高さに感心する。自前のシステムであることから改修も容易にできるので、今後活用していく中でより良いものに改善していただきたい。せっかく良いシステムができたので、いかに全ての警察職員に活用してもらおうかが

課題だと思う。」旨の発言があり、警察本部から、「個々の学習状況について、実際に資料を見て勉強しているかといったことも管理者側がシステム上で確認できるので、ポイントを指定した学習指導も可能であり、組織の知識レベルアップに向けてしっかりと運用してまいりたい。また、これまで部内検定を実施する際、実効性のある教養を行うため、事前にサイバー犯罪対策課の職員が全12警察署を巡回指導していたが、今後はそうしたことも全てシステム上で実施、管理することができるようになった。削減された労力を他の本来業務に当てられることも今回の導入メリットとして大きく、部内教養とあわせて犯罪捜査もしっかりと進めてまいりたい。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「全職員が普段使っているパソコンを使って、空き時間や隙間時間を利用して小刻みでもeラーニングを進められる環境が整い、しかも無償で完成させたのは素晴らしい。サイバー空間の脅威が深刻な情勢にある中、高知県警の執念にも似た思いを感じる。技能向上に向けた取組を大いに進めていただきたい。」旨の発言があった。

第4 個別決裁

1 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部改正について

警務部から、高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部改正について説明があり、原案のとおり決定した。

2 こうち被害者支援センター代表者の変更に伴う届出について

警務部から、こうち被害者支援センター代表者の変更に伴う届出について説明があり、了承した。

3 風営法改正に伴う審査基準処分基準の一部改正に伴う意見公募手続きの実施について

生活安全部から、風営法改正に伴う審査基準処分基準の一部改正に伴う意見公募手続きの実施について説明があり、原案のとおり決定した。

4 風俗営業店に対する行政処分手続きの進行状況について

生活安全部から、風俗営業店に対する行政処分手続きの進行状況について説明があり、了承した。

5 公安委員会に対する苦情の申出及び苦情文書の調査について（2件）

公安委員会事務室から、公安委員会に対する苦情の申出及び苦情文書の調査について説明があり、いずれも受理し、調査することを決定した。

6 公安委員会定例会議の議事録について

公安委員会事務室から、令和7年10月15に開催した公安委員会定例会議「議事録」について報告があり、了承した。